The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中央アジア出土古チベット語家畜売買文書
Author(s)	武内, 紹人
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1990, 21, p. 33-67
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/14763
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中央アジア出土古チベット語家畜売買文書

武 内 紹 人

はじめに

敦煌・トルキスタン出土のチベット文献のなかには，現在確認し得ただけでも40点余にのぼる契約文書類が含まれている．これらの古チベット語契約文書は，書式と内容から，売買契約文書，貸借契約文書，雇用契約文書に大別される．これらのチベット語契約文書に一般的な書式を抽出し，それと他言語文書の書式との関係の解明をめざすような組織的な研究はこれまで皆無であった．その意味で，漢語，ウイグル語などの他の中央アジア出土語の契約文書とくらべ，チベット語契約文書の研究は立ちおくれていたといってよい．

筆者は，1989年8－9月に成田で行なわれた国際チベット学会において，売買契約文書を中心に，a）古チベット語契約文書の書式，b）他言語文書（とくに漢文契約文書）との比較，c）古チベット語契約文書成立の経緯，d）古チベット語契約文書の性格，e）契約文書が使われた状況（契約の当事者の民族性），という基本的な問題点の解明を試みた[(1)]．ただその際には，紙面の制限もあったので書式の分析に焦点をしぼり，具体的な文書としては一点を訳出するにとどまった．そのため筆者の設定した書式にも具体的な裏付けが乏しいように感じられたことと思う．また，書式の設定という目的のほかに，チベット語契約文書を歴史資料として活用することを望むむきからも，できるだけ多くの文書の訳出が要望されるであろう．

＊本稿の執筆にあたり，森安孝夫，高田時雄，吉田豊氏から多くの助言を得た．とくに，チベット文字による漢語音写については高田氏から貴重な教示を受けた．記して感謝したい．

(1) The Fifth International Seminar on Tibetan Studies にて口頭発表．論文は，Proceedings に，"On the Old Tibetan Sale Contracts" として掲載の予定．

さいわい本誌に執筆する場を得たので，これから古チベット語の主要な文書を順次訳出していきたい．国際チベット学会で発表した論文が，古チベット語契約文書の基本的な枠組みの提示を意図したのに対し，これらはその肉づけといってもよい．両者併せて参照いただければ幸いである．まず本稿では，家畜に関する売買契約文書をとりあげよう．

1. 古チベット語売買契約文書一覧

古チベット語契約文書のなかで，売買契約文書は，貸借契約文書にくらべ数が少ない．現在まで確かめ得たものをリストアップするとつぎのようである．

古チベット語売買契約文書リスト[2]

物　件	代　　価	違　約　罰	年	文書番号
牡　牛	dmar 3 srangs	dmar 2 srangs	832	P. 1094
牡　牛	om.	大麦4駄	823±	P. 1095
牝　牛	dmar 3 srangs	lac.	835/847	P. 1088
馬	om.	dmar 5 srangs	827/839	P. 1297/3
女	dmar 7 srangs	om.	820±	Ch. frag. 62
男	dmar 8 srangs	om.	lac.	Ml. xlix. 7
家	lac.	lac.	825±	Hedin 2
家土地	穀物4駄	om.	831±	P. 1086
家土地	穀物14？駄	om.	832±	P. 2220

上の表でみるように，売買の対象となる物件は，家畜（牛・馬），人身，不動産（土地・家屋）に大別される．これらの売買契約文書は，基本的には同一の書式 formula に従って書かれているといえるが，[3] 対象となる物件の性格によ

（2） 文書の年の記載は十二支のみで十干をともなわないが，文書の内容等の情報から推してもっとも可能性が高いものを示し，±を附した。したがって，つぎの可能な年はプラスないしマイナス12年となる．ただし，選択の範囲が一つないし二つにしぼられるときは，±をつけずにその値を記した．om.（＝omisit）は，テキストにおいて省略され明示されていない場合．lac.（＝lacuna）は，テキストの破損等によって読み取れない場合．代価の単位である dmar については，第2章の注釈で論じる．文書番号：P. 番号はペリオ蒐集（敦煌）文書，Ch. 番号はスタイン蒐集敦煌文書，Ml. 番号はスタイン蒐集ミーラーン出土文書，Hedin 番号は Bailey 1973 所掲のヘディン蒐集文書（出土地不明）．

（3） ただし，P. 1086 と P. 2220の二点は受領証 'bul-rgya の形式をとっている．

って若干の異同もある．そこで本稿では，そのうちの家畜を対象とする文書に焦点をしぼり，家畜売買文書4点，[4] それに参考資料として馬の貸借契約文書1点をとりあげ順次検討をくわえる．

2. 牛売買文書1：P. 1094（図版1参照）

牛の売買に関する契約文書は現在3点確認されており，内2点は首尾がととのっている．いずれも紙文書で，敦煌出土．まず P. 1094 から検討しよう．

概観　28×32.5㎝の紙に横長に契約の文面が書かれ，裏面にはその内容をあらわす見出しがチベット語，漢語両方で記されている．紙面に大きな欠損はなく，文面も首尾備わっている．本文下部の余白に，朱の円印が4つ押されている．2つは本売買契約の売主である安保徳の印で，2つは保証人である麴デキェの印である．原本では短冊状の折り跡でみえる．以上の状況から推して，本文書が下書きではなく実際の契約文書であったことはまちがいない．

テキスト[5]

Recto

1. ~ɔ/:/ byi ba lo 'i dgun sla 'bring po 'i ngo la / / blon gtsug brtan dang / blon khri sum bzher dang / blon stag sum bzher gyis /

---

(4)　この他に，ヤクの売買についての契約と考えられる文書が一点あるが（Ml. xiv. 109, cf. Thomas TLT: 141），手持ちの写真では読みが不鮮明のため今回の検討分にはいれなかった．

(5)　テキストの校訂にもちいた記号は，つぎのようである．

[abc]	Supplements テキストの破損等で，一部ないし全部が読めない文字を校訂者が再構成したもの
[abc?]	Doubtful readings 再構成した文字の確実度が低い場合
[---], [±5]	Absent letters テキストの破損部を判読，再構成できない場合．破線ないし数字は欠損したと推定される文字数を示す
]abc	Line breaks 紙の破損で，行の途中からテキストが始まっている場合
abc[	Line breaks 紙の破損で，行の途中でテキストが切れている場合
⌜abc⌝	Corrections 校訂者が文献学的根拠にもとづきテキスト中の文字を訂正ないし書き加えた場合
[a(~b)]	Ambivalent readings 二通りの読みが可能な場合
{abc}	Misplaced Passages 書写の際に誤った場所に挿入された語句
* * *	Blanks テキスト中の空白
i	逆向きの gi-gu

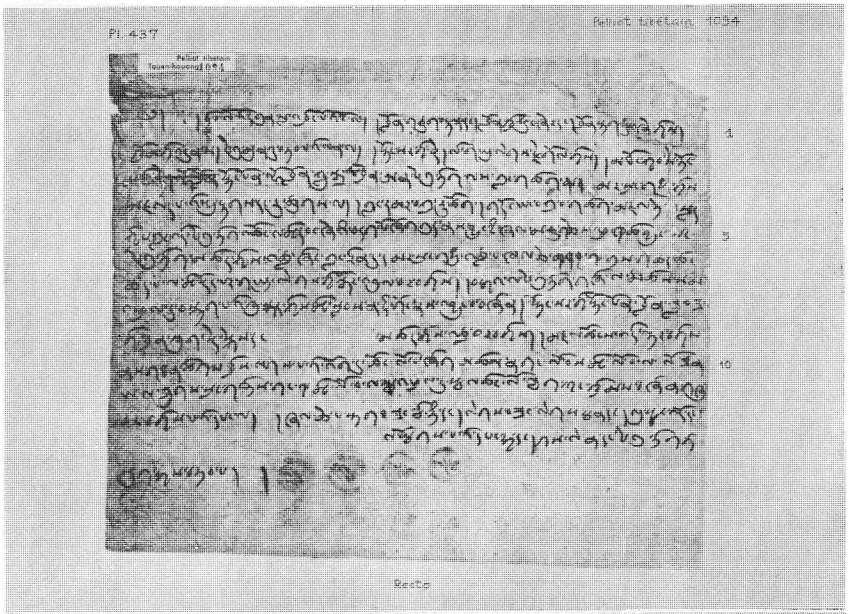
Pl. 437
Pelliot tibétain 1084
Pelliot tibétain
Tour-bouvard 1991
1
5
10
Recto

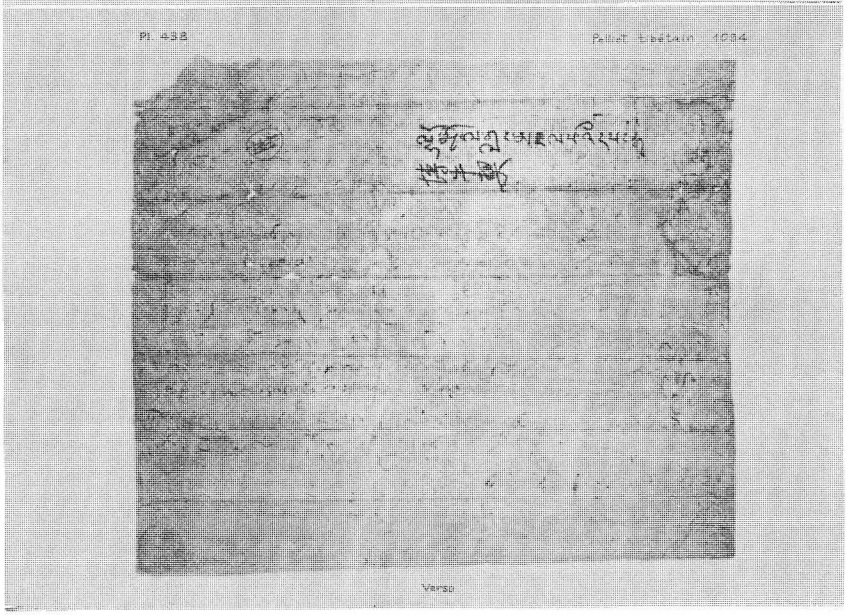
Pl. 438
Pelliot tibétain 1084
Verso

図 版 1

2. khrom gyi 'dun sa / pe'u mun du btab pa 'i lan la / / stong sar gyi sde / li g.yu legs rje gol gyis / / mthong kyab se tong
3. pha'i stong pon lho blon klu sgra 'i bran an pe'u tig las glang gchig [d]mar srang gsum gyis
4. mjald pa 'i spu rtags dang ru tshugs la / / glang dmar bkra ru tshog / gdong yang bkra ba gchig mjal te / slad
5. kyis glang 'di pe'u tig 'tshong la myi dbang zhe 'am bdag po zhig gud nas byung ngam zhal mchu gches phra chi byung [ba yang]
6. pe'u tig mchid kyis 'tshal zhing glang rin du dmar srang gsum 'tshal pa zhal che [gras?] gchad chi
7. chad pa la myi sdod par g.yu legs gyi sgor 'bul bar bgyis / / brgya' la pe'u tig gzhi la maṃchis sam
8. 'phral du bsnyag pa 'i khu skad kyis myi slebs na dam gong nas 'byung ba bzhin / stong sar gyi stong pon blon zla bza
9. gyi bran khug sde skyes dang * * * mchid kyis 'tshal bar bgyis / / mjal tshongs 'di ltar bgyis
10. nas gthan tshigs bris lags pa 'i 'og du tshong lo ba zhig mchis na gang lo bas myi lo ba la lo zan
11. yal zugs srang gnyis gang myi lo ba la 'phral du stsal ching lo lcag kyang khrims bzhin gzhu
12. bar bgyis pa 'i dpang la / / zhal che pa stag bzang [tsi] nyam dang / legs bzang legs stsan dang / lu syang 'do dang /
13. * * * la stsogs pa 'i dpang rgya dang / khas len dang pe'u tig gi
14. sug rgyas btad pa / /

Verso

lho myi la glang mjal pa *i* dpang rgya

博　牛　契

訳[6]

Recto

1-2　鼠の年の冬の第二月に(ngo la)，ロン(blon)・ツクテンとロン・ティスムシェルとロン・タクスムシェルが，［瓜州］軍管区 (khrom) の会議を寶門(pe'u-mun)にて招集したときに，

2-4　トンサルの［千戸］部の李ユレク主従 (rje-gol) が，トンキャプ・セトンパの千戸長である非チベット人担当官 (lho-blon) ルダの隷僕 (bran) である安保徳(an pe'u-tig)より，牡牛一頭を，銅？(dmar) 3サン (srang) で買った(mjald)，

4　［その牛］の毛の特徴と角の形状としては，赤の斑牛で，角は低く曲がり，顔にも斑があるもの一頭を買い，

5-7　今後，「保徳にはこの牛を売る権利 (dbang) がない」という［抗議があった］り，［牛の本当の］所有者が他に現れたりして，大小の訴訟がいかようにおきても，保徳が対処して (mchid-kyis 'tshal-zhing)，牛の代償として銅？(dmar) 3サンと法廷でランクを定めた (zhal-che gras bchad) 額を，滞ることなく (myi sdod-par)，ユレクのもとに(sgor)支払うように定めた．

7-9　万一(brgya-la)，保徳が不在であったり，召喚の通知 (bnyag-pa'i khu-skad)が届かない場合は，先に述べた誓約通り，トンサル［部］の千戸長であるロン・ダザの隷僕の麹デキェ(khug sde-skyes)と，［一人分の空白］が［代わりに］対処することと定めた．

9-12　このように売買取引 (mjal-tshongs) を定めて，正式の誓約書 (gthan-tshig) を書きました後で，取引を反故にする者があれば，反故にしない者に対し，違約金 (lo-zan yal-zugs) として［銅？(dmar)］2サンを直ちに支払い，違約罰の杖打ちもきまり通り打つことと定めた証文に，司法官タクサン=ツィニャンとレクサン=レクツェンと盧像奴(lu syang-'do)と［空白］等などの証人印(dpang-rgya) と，保証人(khas-len)と保徳の私印(sug-rgya)をここに捺印

(6)　訳文中，対応する原文を示す必要があると判断した箇所は，(丸括弧) にローマ字原文を補った．［かぎ括弧］内は，筆者による解釈ないし補足である．

する.

Verso

胡人(lho-myi)より牛を買った証文

[漢文] 牛交易の証文

注釈[7]

1 ngo-la「(間) に」: ngo は「面, 相」. yar-ngo, mar-ngo という複合語でおのおの月の「前半」,「後半」をあらわすが, ngo だけで「月の前半」をとくに表すこともあるようだ (Jaescheke: 129). いずれにせよ「月の前半」ないし「前後半[=全体]」という期間を指し, つぎに続く「会議の開催地云々」という記述と併せて契約の期日を特定することになる. なお, ngo-thog-zhag「当日」(大辞典, 蔵漢歴算学詞典) という表現と関連づけうる可能性もあろう.

2 blon「ロン」: blon は一般に「官僚, 大臣」を表す語. ただし, 古チベット文献では, ツェンポ (皇帝) の母を輩出した氏族出身の官僚につけられる称号である zhang「シャン」と対立し, それ以外の氏族出身の官僚につけられる (武内 1987:40).

2 khrom「[瓜州]軍管区」: khrom は, 8—9世紀のチベット帝国が占領統治地域に置いた軍事・行政単位で, dmag-dpon「将軍」を長とし, 数個の都市 (あるいは州) で構成される[8]. 各軍管区の行政は, 中央から派遣された大臣たちが夏冬に会議を開いて決定する. 本文書に言及されているのはその冬の会議である. 敦煌 (沙州) は, 粛州とともに瓜州軍管区 (kva-cu khrom) に属するので(Uray 1979), この会議は瓜州軍管区の会議と推定される.

2 pe'u-mun「寶門?」: 漢語の音写. 音の上からは「保門」も可能. 敦煌, 瓜州, 粛州地域の地名に違いないが, いまのところ比定できない.

---

(7) 各行の頭につけた数字は, テキストの行数字に対応する.

(8) Uray氏は "millitary government" と訳し(Uray 1979), 山口瑞鳳氏は「軍団」と訳す. (山口 1981)

2 li g.yu-legs「李ユレク」: 姓は漢語の音写，名はチベット語という構成だが，漢人千戸部であるトンサル部に属する漢人.[9] 李ユレクは，別の契約文書（雇用契約：P. 1098）において，穀物（税）運搬の責務を人を雇って代行させる雇主になってる.

2 rje-gol「主従？」: F.W. Thomas は地名ととるが(TLT: 367-8)，文脈にあわない. rje-gol は人名ないし職名の後に現れる (e. g. dru-gu a-se rje-gol: P. 2124; ban-de rje-gol: Ch. 79. xiv). ここでは，rje-gol を rje-khol「主従，君主」(大辞典：909) の異綴り字 (variant form) と解釈したが，最終的なものではない.

2-3 mthong-kyab se-tong-pa「トンキャプ・セトンパ」: トンキャプは漢文文献では通頰（人）としてあらわれる部族. セトンパはトンキャプ人によって構成された千戸部の一つ（山口1981：5-10).『年代記』に，チソンデツェン（在位742-797）の治下に，チベットは mkhar-tshan (霊州・涼州) 方面を攻略し，トンキャプの万戸 (khri-sde) 5部を創設したとある (P. 1287: 386-7) ように，トンキャプはもと mkhar-tshan 地方にいたらしい. それよりずっと西の沙州に，トンキャプの新しい千戸部が創設されたのは龍年の春で(P. 1113)，山口瑞鳳氏はこの年を824年と推定している（山口前掲：7-8). このあらたに沙州に設置されたトンキャプの千戸部がセトンパである可能性が高い. その場合，この文書の年代もそれ以降の鼠年すなわち832年に限定される.[10]

3 lho-blon「非チベット人担当官」: lho-blon を lho-bal「トンキャプをはじめ，漢，ウイグル，吐谷渾，スンパ，ソグド，コータン，ネパールなどの非チベット人」(cf. Richardson 1983, Takeuchi 1984)担当の blon「官僚，役人」という複合語と解釈した. なお, lho-bal-kyi blon「非チベット人出身の官」という解釈も考えられるが，P. 1089: 22-28 によれば，軍の千戸長はつねにチベット人であったようだ. また，本契約文書の裏面では，売主である安保徳

(9) 古チベット文書にあらわれる人名の構成およびその民族性については，拙論［前掲注1］§8を参照.

(10) mthong-kyab se-tong-pa「トンキャプ・セトンパ」は，P. 1174 にもみえるが，下書きの断片で情報量がすくない.

（おそらくソグド系の人）を指して，lho-myi と呼んでいるが，これも現代語で解釈できるような「南の人」ではなく，lho-bal と同義で，漢語における「蛮人，胡人」に相当すると考える．

3 bran「隷僕」: bran はしばしば「奴隷，bound servant」と訳される．たしかに，豪族，官僚まで含む 'bangs に比べ自由度が低く，売買の対象にもなる(e. g. Ml. xlix. 7)．しかし本文書のように，売買取引の主体や，保証人にもなり得ることに留意する必要がある．

4 an pe'u-tig「安保徳」: 姓名とも漢語の音写である．姓の漢字は確実だが，名の漢字還元は必ずしも100%確実とは言えない．ただ，「保徳」は敦煌漢文文書によくでてくる名前なので，その確率は高い.[11]

5 dmar srang gsum「銅？3サン」: dmar「赤」はふつう「銅」を指すが，金，銀ならともかく銅そのものを支払い手段としたとは考えにくく，また代価が安すぎるようにおもう．同時代の敦煌で書かれた漢文の牛売買契約文書(e.g. S. 5820+5826, P. 3448) をみると，支払い手段として穀物ないし布帛が用いられている．そして池田温氏はこれをもとに，チベット支配期の敦煌では貨幣が使用されなかったと結論づけているから，dmar を銅銭と考えるわけにもいかない（池田 1986, TTD: 16)．重さの単位である srang を用いていることからみても，dmar はなんらかの金属を指しているにちがいない．銅ではなく金の一種（たとえば黄金，白金に対し赤色の金）かと推測するが，現時点では結論が出ない.[12] ただし，第1章の文書リストに見るごとく，チベット語の売買契約文書では金属の dmar が常套の支払い手段であるのに対し，同時代の敦煌漢文売買文書では穀物ないし布帛であるという点で，チベット文書と漢文文書が明確な対立を示していることに注意すべきである.[13]

---

(11) 竺沙雅章氏が紹介した「諸寺丁壮車牛役簿」(S. 0542v: 40) には，「安保徳」の名が見える（竺沙1982: 438)．文書の年代からみても同一人物である可能性はある．

(12) ちなみに，Zhang-zhung 語では mar は「金」にあたる (Haar 1968)．なお，敦煌チベット文書でも dong-tse「銅子＝銅銭」は，コインを用いた占いに登場するが，貨幣としてどの程度使われたかはよくわからない．

(13) 漢文文書が示すように，当時の通貨代用品が穀物，布帛であったとすれば，dmar は実際に使われるものではなく，穀物や布帛に換算できる基準として用いられたのかもしれない．

4　mjald-pa「買った」: mjal-ba は本来「交換する，交易する」を意味し，売買契約文書ではつねに「買う」にあたる用語である．本文書の裏面で使われている漢語の表現「博」と類似している．tshong「売る」と結合して mjal-tshong「売買取引」(cf. nyo-tshong) を意味する（本文書9行目）．なお，mjal-ba「買う」の間接目的語は，奪格 las をとるのが普通だが，与格 la をとることもある(e.g. 本文書 verso, P. 1088 pièce 3: 4),

6　mchid-kyis 'tshal「対処する」: 契約文書に頻出する慣用句で，文脈から「対処する，責任をとって処理する」の意味が確定される．

6-7　zhal-che [gras?] gchad chi chad-pa la: 直訳すれば「法廷／裁判（で）[ランクを] 決めるいかなる決定にも」となる．[gras] の箇所が一部破損して読み取れず再考の余地がある．

7　sgor「もとに」: sgo は「戸＝ household」の意味でつかわれ，-r は dative-locative.

7　brgya la「万一」: 文字通りには「百に [一]」.

7　gzhi la maṃchis sam = gzhi la ma-mchis-sam「不在であれば／居住地にいなければ」: 漢文，ウイグル文契約文書のような「逃亡するならば」という意味（護1961:240-251）は，明示的に示されていない．

9　khug sde-skyes「麹デキェ」: 姓は漢語，名はチベット語で「[その千戸] 部生まれ」の意味．

11　lo-lcag「違約（罰）の杖うち」: 違約罰としての杖（ないし鞭）うちは，コータン，トゥムシュク，ニヤ・プラクリットの文書にみえる(Hitch 1988). 漢文文書にも多くはないがあったらしい（仁井田1937：149).

13　dpang-rgya「証人印」: dpang(-po)「証人，立会人」は漢文文書の「見人」に相当する．ただし dpang-rgya は，本文書 verso のように「証人印を押した文書＝証文」も意味する．

13　khas-len「保証人」: 漢文文書の「保人」ないし「口承人」にあたる．語の構成としては「口承」に一致する．連帯保証の責務を負う．

13　sug-rgya「私印」: 印は手紙文書でもしばしば用いられるが，その場合，

王宮・議会などの公的機関がもちいる大型角形の官印（phyag-rgya）に対し，個人は小型円形の印（図版1参照）をもちいる．sug-rgya はふつうこの私印を指す．個人のアイデンティフィケーションの手段としては「私印」の他に，いわゆる「画指類(mdzub-mo-tshad, sug-yig-tshad, lag-yig-tshad)」，署名（漢字），（花押(ab-dzi＜押字)」があり，sug-rgyaはこれらを総体的に指す場合もあるようだ.[14]

14　btab-pa「ここに捺印する」：文字通りには「捺印したもの」というように体言どめで終わり，これが捺印したその文書であることを示している．

Verso　lho-myi「胡人」：lho-blon の注釈をみよ．

解説

この文書はつぎのような構成をとっている．

（1）　日付：冒頭に契約の年月がくる．その形式は，十二支（プラス月）と，会議の招集者名および開催場所という二種類の情報の複合で示される．これは古チベット文書特有の形式で，12年ごとのサイクルと，年ごとに変わる会議の場所と招集者名（これらは各地の「編年記」に記録されている）を併せることによって，年を特定するものである.[15]

（2）　売買の当事者（売主と買主）と売買物件

（3）　代価

（4）　売買物件の形態的特徴の記述

（5）　第三者追奪担保文言[16]：ここは3つの項目から成っている．

ア）売買の後，第三者が売買物件（である牛）の所有権を主張して追奪しようとする場合，売主が対処（防御）する責任がある

(14)　sug-yig-tshad については，本稿第5章注釈，その他の諸形式の機能と形態については拙論［前掲注1］§5を参照．手紙文書については，武内1986参照．

(15)　中央政府編纂の『編年記（The Royal Annals)」には，ツェンポ（皇帝）の居場所と夏冬の会議の場所・主催者が記されたように，各地で，その地域（軍管区 khrom）の会議を記録した「編年記」が編まれたと想定される．それらの「編年記」の使用目的の一つが文書類の年を確認する際のリファレンスとなることであった(cf. Uray 1975).

(16)　契約文書の術語については，森安1989を参照した．

イ）売買物件が追奪された場合，売主が等倍の代償を買主に支払う（代償文言）

ウ）売主が不在の場合，保証人が責務を代行する

（6） 当事者違約担保文言

ア）当事者間の私的な支払い

イ）公的な違約罰

（7） 証人（立会人）の名前の列記．証人，売主，保証人捺印の旨

（8） 印

このように P. 1094 は売買契約文書としてよく整った形式を示しているといえよう．

3. 牛売買文書 2：P. 1095（図版 2 参照）

概観 20×27.5*cm*．verso は空白．本文の下部に 6 個の朱円印がみえる．原本をみるとその一つに証人(立会人)の一人である，張シュンシュン(cang [zhun zhun]) の名が読み取れる．残りは，売主，保証人，他の証人（立会人）のものであろう．折り跡も残っており，下書きではなく実際の契約文書であることは疑えない．

テキスト

1. ৩/ : / yos bu lo'i dgun sla 'br*i*ng po'i ngo la / / 'a zha ma ga do cin gy*i* sde z*i*ng nu ku spong las /
2. /wang gvang h*i*ng g*i*s glang gc*i*g mjal pa'*i* spu rtags dang ru tshugs la / /
3. glang nag po la ru tsog / brang zhol bkra ba gc*i*g mjal the / / glang 'd*i* la slad gyis la la
4. zhig g*i*s ngo bzung ngam / zhal mcu gces phras c*i* byung yang rung ste / nu ku spong mc*i*d kyi[s]
5. 'tsal / / brgya la zhal mcu zhig byung ste / glan 'd*i* ngo shor par gyurd na yang / glang
6. 'd*i* tsham phod pa lus gy*i* tshod / na'*i* 'dra gcig gam / r*i*n du ba smad gnyis 'tsal

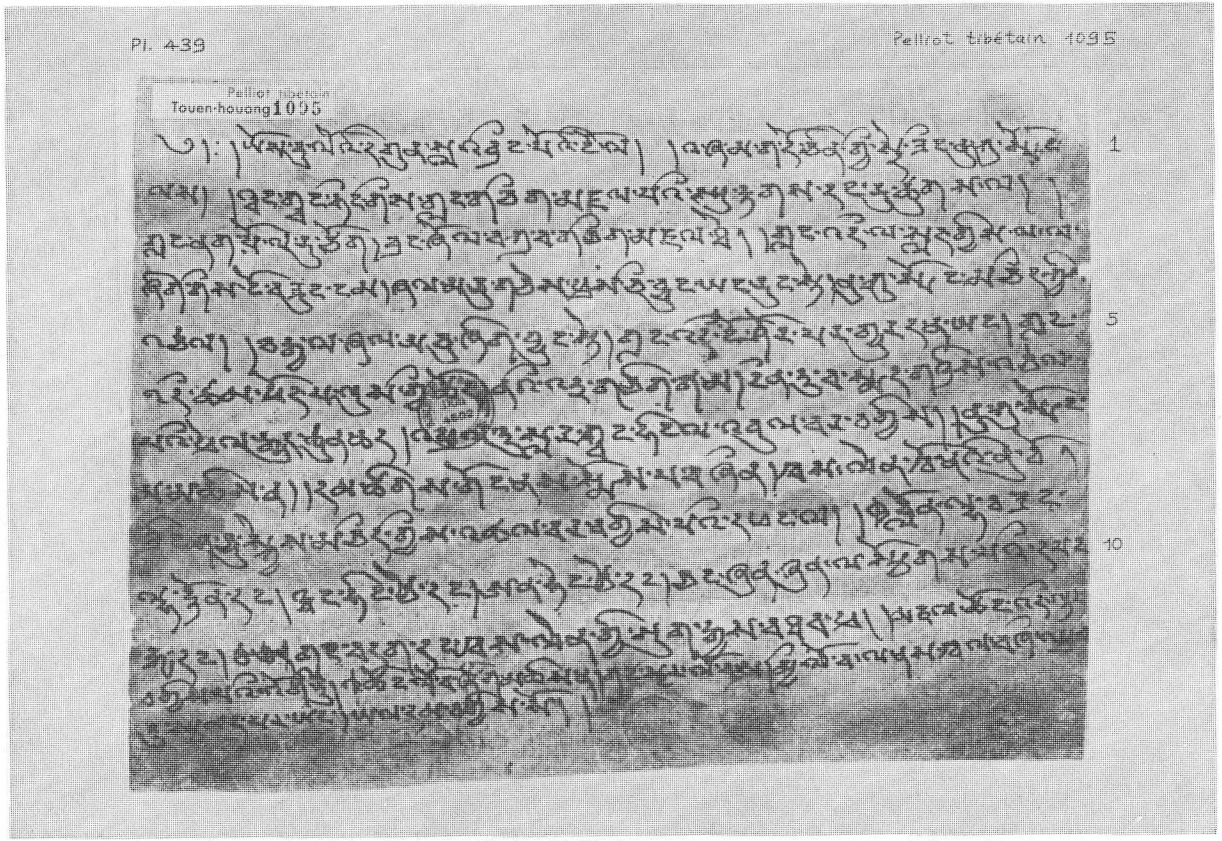
Pl. 439
Pellio tibétain 1095
Pellio tibétain
Touen-houang 1095

図 版 2

7. pa'*i* phel rgyud tshun chad / 'phral du slar gvang hing la 'bul bar bgyis / / nu ku spong
8. ma mchis na / / dam tshigs gong nas smos pa bzh*i*n / khas len kho na'i nu bo /
9. zing sha cu skyes mc*i*d gy*i*s 'tshal bar bgyis pa'*i* dphang la / / blon lha bzang
10. lha ston dang / wang hing tse dang / an heng tse dang / cang zhun zhun la stsogs pa'*i* dpang
11. rgya dang / glang bdag dang khas len gyi sug rgyas bthab pha / / mjal tshong 'd*i* ltar
12. bgyis pa'*i* 'og du / tshong lo ba zhig mchis na / gang sngar lo bas / my*i* lo ba la nas khal bzh*i* 'phral
13. du stsald par yang / yal dam bgyis so / /

訳[17]

1 兎の年の冬の第二月に

1-2 アシャ・マガドチンの［千戸］部のジン=ヌクポンから，王グワンヒンが，牡牛一頭を買った，

2-3 ［その牛］の毛の特徴と角の形状は，黒牛で角が低く曲がり，胴下部の［毛が］斑のものを買って，

3-4 この牛に対して，今後，誰かが［自分のものだと］認知(ngo-bzung) したり，［そのため］大小いかなる訴訟がおきても，［買主には］問題なく，［売主である］ヌクポンが対処する，

5-7 万一，訴訟になって，［その結果］この牛が［買主から］追奪されることになっても，［売主］は，この牛と同程度の軀のサイズで年の似たもの一頭，あるいは代価として牝牛親子 (ba-smad) 二頭があがなえる額を，直ちにグワンヒンに払い戻すように定めた．

7-9 ヌクポンが不在であれば，上に述べた約言 (dam-tshig) の通り，保証人である本人［=ヌクポン］の弟，ジン=シャチュキェが対処すべく定めた，

(17) 『講座敦煌 6』に山口瑞鳳氏の和訳がある（山口1985：506-7).

9-11 ［そ］の証に，ロン・ラサンラトンと王ヒンツェと安ヘンツェと張シュンシュン等などの証人印と，牛の持主［=売主］と保証人の個人印をここに押す．

11-13 売買取引がこのように成立した後に，取引を反故にするものがいれば，先に反故にした者が，反故にしない者に，大麦4駄を直ちに与えるべしとの違約［罰］文言(yal-dam)を定めた．

注釈[18]

1 'a-zha ma-ga-do-cin「アシャ・マガドチン」: トンキャプとならびアシャ（吐谷渾）の人々から構成される千戸部が，カルツェン軍管区 mkhar-tshan khrom 内にあったことは確実だが (cf. P. 1089: 34-43)，瓜州軍管区内にも設置されたらしく，「マガドチン」がその一つかもしれない．詳細は不明．

1 zing nu-ku-spong「ジン=ヌクポン」: 姓の zing が漢語であれば，該当するものとして，「仍」ぐらいか（ただし，仍は正確には口蓋音 zhing で写すはずである）．名の方は何語形か決定できない．

2 wang gvang-hing「王グワンヒン」: 姓名とも漢語の音写．名の方は，たとえば「廣興，光恒」など想定できるが，可能性が多すぎて特定できない．

3 ngo-bzung「(自分のものだと）認知する」: 漢文売買契約文書中の「寒盗識認」(e. g. TAM509: TTD(B)207) によく対応するが，必ずしも calque とはいえない．

9-10 blon lha-ston「ロン・ラトン」: チベット人役人．

10 wang hing-tse「王ヒンツェ」, an heng-tse「安ヘンツェ」, cang zhun-zhun「張シュンシュン」: いずれも，姓名とも漢語．

13 yal-dam「違約（罰）文言」: yal-ba「消散，解消」+dam-tshig「約言」の複合語で，「解約の場合の取り決め」というように解釈した．

---

(18) P. 1094 (cf. 前章) と重なる箇所については，注釈を省略する．

解説

この文書は，（1）日付，（2）売主・買主・売買物件，（3）第三者追奪担保文言（売主による防御の責務・等倍の代償・保証人による責務の代行），（4）証人（立会人）名の列記．証人，売主，保証人捺印の旨．（5）当事者違約担保文言という構成をとっている．前章の文書とくらべて異なる点として，a）日付の書き方が簡略になり，「会議云々」の項目が省略されている，b）代価が明記されていない，c）違約担保文言が本文の最後にきている，d）公的な違約罰がない，が挙げられる．つまり P. 1095では，いくつかの項目が省略ないし簡略化されただけで，その逆に P. 1094よりも情報量が増えているところはない．したがって，両文書を比較した場合，前章の P. 1094の方が，フォーマルな書式の体裁をより忠実に反映し，P. 1095 はそれをかなり簡略化したものとみなすことができよう．

4. 牛売買文書3：P. 1088（図版3参照）

概観 Lalou のカタログ(Inventaire)では，P. 1088には文書2片が含まれているとあるが，1989年にパリ国立図書館で調べたところ，内1片が分離して計3片になっていた．書体等からみて，これら3片はもともと同一の紙の断片に相違ないが，互いの相対的な位置は決め難い．書かれている文書は，チベット語の手紙の下書き，穀物貸借文書，牛売買文書，その他の落書きと，漢文の穀物貸付台帳である．落書きの中に，bod kyi lha btsan po khri gtsugs lde ma brtsan kyi sku ring la / chab srid gyi blon po brgya byin la「チベットの聖神ツェンポ・チツクデツェンの御代に，統治（にあづかる）臣ギャチンに」という，年代記を想わす（じっさいには手紙の書出しらしい）ものがあるが，チツクデツェン(在位815-838/841)の治世に言及しているから，この落書きの年代はその期間以降となる．この落書きと牛売買文書などはすべて同じ手で書かれたチベット文字で，したがって同時期とみなせる．ところで，本章で検討する牛売買文書の年は兎年で，また穀物貸借文書も兎年である．牛売買

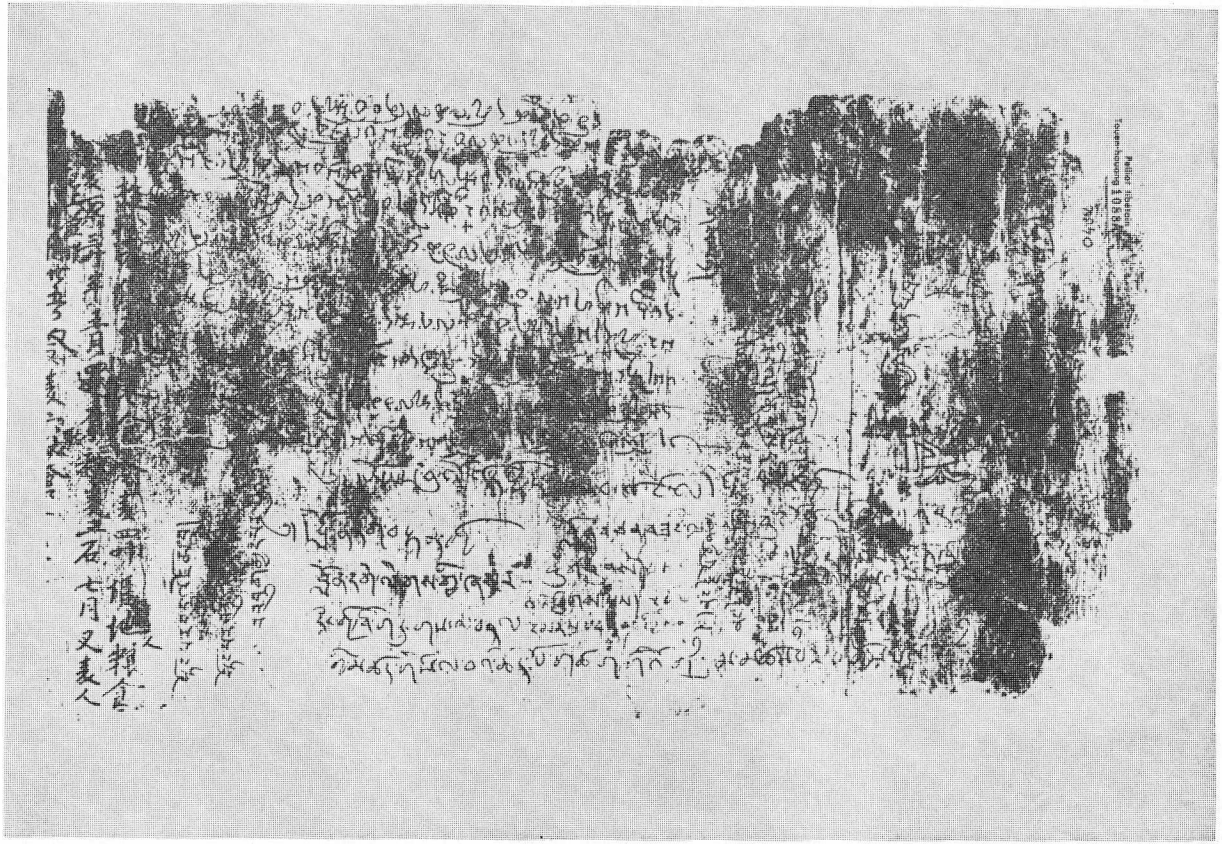

図版 3

文書の冒頭には瓜州軍管区云々とあるから，敦煌地方がチベット支配下にあるとき，つまり848年以前に限られる．以上の情報をあわせると本文書の兎年は，835年ないし847年（おそらく後者）と推定される．

一紙面に，同一人によるおおくの下書きや落書きが書かれているところからみて，牛契約文書も正式のものではなく，下書きないし本人の控えであろうと推測する．注釈で示すように，テキストのはじめの日付のところで，明らかな写し間違いがみられることもそれを裏づける．テキストの下部は欠損していて，残りの一部が別の断片に見いだされるが，その間の続きぐあいは不明．

テキスト

1. ৩/ / yos bu lo 'i dpyid / / kva cu khroms gyi 'dun sa / sug chu btab pa'i [la]n la /
2. {dmag pon blon khrom legs dang / blon rgyal tsan dang / blon klu dog rje la stsogs
3. pas} / stong sar gyi sde / kvag [rnga]ng shi'u dmar srang gsum gyis [b?]og du / rgod
4. sar gyi sde / sag dge bstan [~brtan] la ba rmad gchig mjal pa'i spu rtag
5. dang rus tshugs la ba nag po rva gchig ma mchis pa gchig mjal
6. te / ba slad gyi[s] bla 'og nas zhal ce che phrag ji 'byung 'am bdag po zhig
7. [gu]d na 'byungste / ba shol par gyur ram dge bstan mchid gyi 'tshal bar bgyis
8. brgya la dge bstan gyi yul du bsk[u]l tam khus ma slebs dam gong nas [s]mos
9. pa bzhin mchid gyi 'tshal bar bgyis pa'i kha [le nas /]

[separate sheet]

10. ? phral du [rnga]ng shi ['u] gi sgor 'bul phar bgyis pa'i dpang la / [
11. ? [±4] ci na mchid gyi 'tshal zhing bskyin bza[ng rab] [

訳

1　兎の年の春，瓜州軍管区 (kva-cu khrom) の会議を粛州［にて］開いたとき，

2-3　{将軍(dmag-pon) ロン・トムレクとロン・ギェルツェンとロン・ルドグジェ等が，}

3-4　トンサル［千戸］部の郭ガンシウが，銅？(dmar) 3サンの値で？([b?]og-du)，ゴェサル［千戸］部の索ゲテンより優良な牝牛(ba-rmad) 一頭を買った，

4-5　［その牛］の毛の特徴と角の形状としては，黒の牝牛で角 (rva) 一本がないものを買って，

6-7　［この］牝牛［に関して］今後，上から或は下から，大小いかなる訴訟がおきようとも，また，［牛の］持ち主が別に現れて，［その結果］牛が追奪されることになったと［しても］，ゲテンが対処することと定めた．

8-9　万一，ゲテンの郷土(くに)にて，督促の通知が (bsk[u]l-tam khus) 届かない［場合は］，上に述べた約言通り対処すべく定めた保証人［下欠

10？　上欠］直ちにガンシウのもとに支払うべく定めた証に［下欠

注釈

2-3　{bmag pon .... la stsogs pas}「将軍....等が」：この部分は1行目の kva cu khroms gyi 'dun sa「瓜州軍管の会議を」と sug cu「粛州[にて]」の間に入り，会議の招集者を示すべき箇所で，書き写す際に誤ったものと考えられる．

3　kvag [rnga]ng-shi'u「郭ガンシウ」：姓は漢語の音写．名も漢語の可能性が高い[19]．

3　[b?]og-du「値で」：文脈からは「値で」に相当する句 (rin-du, gong-du)が期待されるが，文字の読みからは，bog-du ないし thog-du．bogs「利

(19)　rngang が漢語の音写である場合，語頭の r はとくになんらかの音を写すものではない．

益，税」との関連が考えられるが，最終的な読みは未定.

4 sag dge-bstan「索ゲテン」: 姓は漢語，名はチベット語．漢人住民.

8 bsk[u]l tam khus「督促の通知で」: bskul「催促，督促」+gtam「ことば」と解釈した．ただし，最初の語の一部が破損で読めず，bsk[ya]l tam「連れていったり」(skyel-ba "take, accompany"のpf. bskyeld+tam "or") と読むこともできる．khusは，khu "calling" + instrumental marker (cf. bsnyag-pa'i khu-skad-kyis「召喚の通知で」: P. 1094. 8).

解説

本文書の構成は，(1)日付，(2)売買の当事者（売主・買主）と売買物件，(3)代価，(4)売買物件の形態的特徴，(5)第三者追奪担保文言（売主の防御義務・保証人の代行義務）[以下欠]となっている．文書の末尾が欠けているが，構成はP. 1094 文書（第2章）と合致している．ただ，各項目の記述がいくぶん簡略である.

以上，3点の牛売買文書を検討したところ，すべて基本的に同一の構成・書式を示し，なかでも P. 1094 文書がもっとも整った書式をもっていることがわかった．P. 1094 に比べ，P. 1088は各項目の記述がいくぶん簡略化され，P. 1095は項目数が減りかつ項目の配置に若干の異同がある．つぎに馬の売買文書を検討しよう.

5. 馬売買文書：P. 1297 pièce 3（図版4参照）

概観 P. 1297 は，8葉の紙が54頁のイラストのように貼合わせされたもので，一枚の薄手の紙で裏張りされている.[20] 各葉ごとに，チベット語文書（合計7点）と漢文1点が記されている．裏張りした紙の方には，漢文文書が書かれている．首尾が欠けているが，同筆の一連の文書で (=Pelliot Chinois 4686)，内容は家屋建築についての占い（おそらく「宅経」)である．本稿の主題はチベ

(20) 文書の内容と構成については，筆者がパリで調査したが，その後森安孝夫氏から裏の漢文が別の薄手の紙に書かれたものだとの教示をうけた.

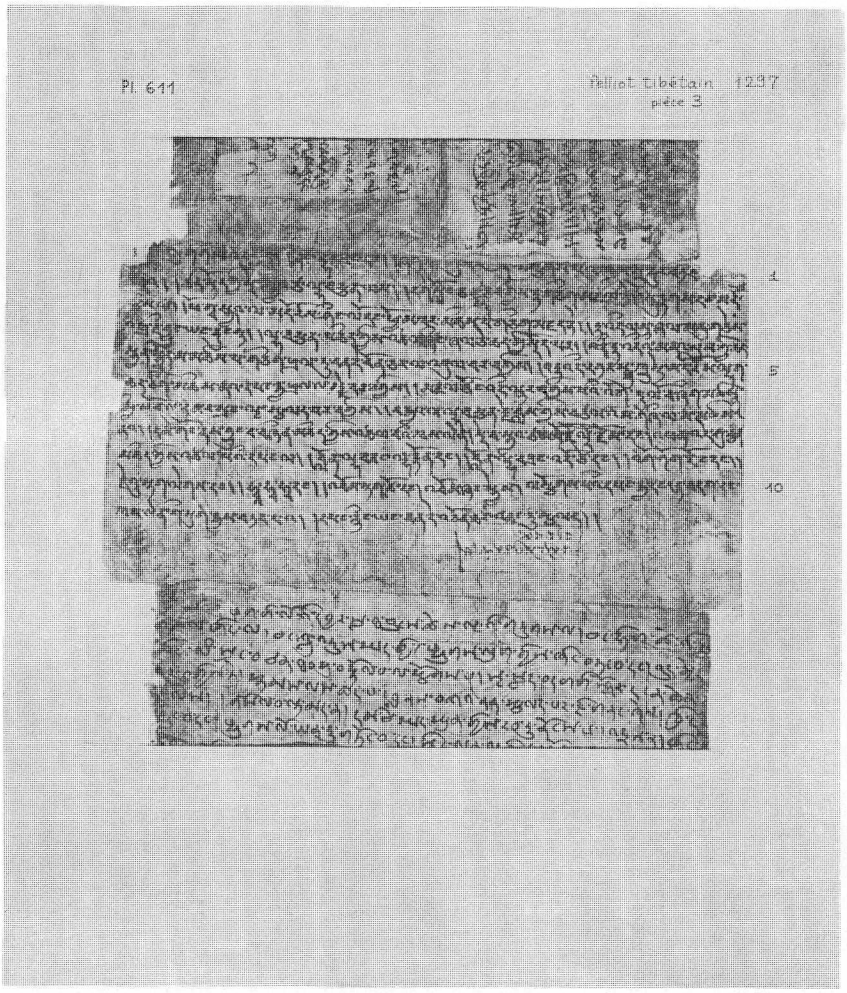

図 版 4

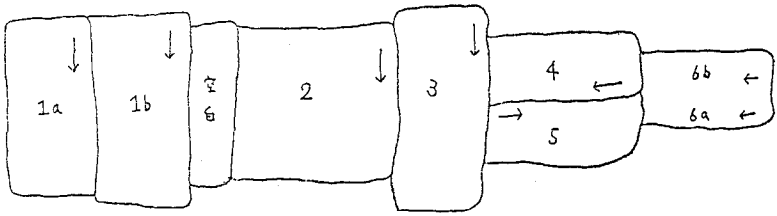

矢印はテキストの始めと方向を示す

P. 1297 永寿寺文書

pièce	年	内　　容
1a	lac.	麦貸付文書
1b	子（2-4月）	穀物（粟・豆）貸付台帳3点［漢文(=P.4686)］
2	豚（夏）	畑地訴訟文書
3	羊（春）	馬売買文書
4	虎（春）	麦貸付文書
5	虎（冬）	牝馬貸借文書
6a	牛	豆貸付文書
6b	牛	豆貸付文書

ット文書の面だが，まずその構成をイラストとリストで示すと上のようになる．

リストが示すように8点の文書は，貸借契約（および貸付台帳），売買契約，訴訟文書である．ところで，各契約の当事者をみると，債権者（貸借契約では貸主，売買契約では買主）が永寿寺（チベット文字表記で weng-shi'u-si）ないしその関係者（永寿寺の名が明記されていない場合でも，僧侶であることからそう推定される）になっている．訴訟文書の当事者も僧である．また同じ僧の名が複数の文書にまたがってあらわれる．このことは，これらの文書すべてが永寿寺に関連した一連の文書であることを示唆する．上のリストの題を「永寿寺文書」と名付けたゆえんである．じっさい，契約の債権者が契約文書を保持する立場にあるわけだから，これらの文書は債権者である永寿寺が保管していたものと考えてもよかろう．

では，これらの文書は紙背利用のためにアトランダムに貼合わされたのであろうか．それとももともと順序だっていたのか．上のリストにつけた番号は，Choix de Documents 第2巻に本文書の写真が出版されたときに便宜的に付与されたものだが，この番号を逆に，6b-6a-4-5-3-2-1b-1a のように，上のイラストで右から左へ並びかえてみると，日付も牛年から順に並ぶ．そのうえ，これらの文書は，互に文面を隠すことがないように注意深く貼合わされている．それに対し，裏張りの漢文文書は一連の文書ではあるが首尾が欠けている．以上のことから，P. 1297 は永寿寺関連の契約・貸付文書を年代順にまとめて貼わせ，漢文文書で裏打ちものと推定したい．

つぎに文書の年代をみよう．永寿寺は，チベット支配期の後半（810年前後）に創建され，帰義軍期にはすでに姿を消している[21]．そうすると，上掲リストにみえる牛年から鼠（子）年は，809-820，821-832ないし833-844にしぼられ，本稿の対象である馬売買文書の羊年は，815，827，839年のいずれかになる．さらに，文書中に，「漢姓＋チベット語名」という，チベット支配期の後半に出現する人名形式（前注1中の拙論§8参照）がみえることから，契約の年を827ないし839年に限定することができよう．

以下に馬売買契約文書（pièce 3）の内容を検討するが，続く章で，売買契約ではないが，家畜に関する契約である牝馬貸借文書（pièce 5）も参考として訳出する．その他の貸付文書は，借用契約文書として別稿にて一括して取り扱うつもりである．

さて，馬売買契約文書(pièce 3) は，15.8×30.7 *cm* の横長の紙一面に書かれ，本文の下部には，8つの朱の円印（私印）と保証人のうち一人の sug-yig-tshad（画指の変形）が記されている．sug-yig-tshad については注釈のとこ

(21) 永寿寺は，821年／333年／835？年の文書(P. 3336/P.2404/S. 4914)に名が挙げられているが，806年(S. 542v)の寺院リストにはまだ名がなく，850年(P. 994)のリストからは消えている．チベット支配期の末期ないし帰義軍期に入って名前をかえた可能性もあるらしい（土肥1980：356-7，北原1980：450-2，藤枝1961：276-8）．いずれにせよ，永寿寺の存在は，810年頃から840年頃に限られるようだ．

ろで説明する．円印に書かれているはずの人名は，原本でも判読できなかったが，馬の売主，もう一人の保証人，証人（立会人）のものに相違ない．この文書はこのようにきっちりと体裁がととのっていることから正式の契約文書であることは疑いない．

テキスト

1. [·ᴗ] /: / lug g[i] l[o]'i d[pyi] d / / zhang lha bzang dang / / zhang sag sum b[rtsa]n lastsogs pa['] khr[o]m sru rur btab[pa'i lan]
2. la' / / tshad stod gyi sde skya tsa lha brtsan las / / dge slong cang bon car gyis rta gc*i*g mjal te / / spu rtags dang mdo
3. [ri]s la / / pho gva skya la mdo ris sh*i*ng lo dang phyo mkhar mch*i*s pa gc*i*g mjal te / / rta 'd*i* las zhal mchu gces
4. 'phra j*i* byung yang rungste / / lha brtsan mch*i*d gyis 'tshal zh*i*ng zhal ce chad myi sdod par / / rta 'd*i*'*i* mna' lus kyi tshad
5. skyan skyon ma mchis pa gc*i*g phral du ban de bon car la 'bul bar bgyis / / rta 'd*i* dbyar s[pr]u khruste mdo ris lhag
6. chad cig mch*i*s na' dpang rgya phral la brje bar bgyis / / mjal tsong 'd*i* ltar byis pa'*i* 'og du lo ba zh*i*g mchisna
7. my*i* lo ba la dmar srang lnga stsal par bgyis / / brgya' la lha brtsan rje blas gyis btsal 'am gzh*i* la ma mchis
8. na' / / dam gong nas byung ba bzh*i*n mch*i*d gyis 'tshal ba'*i* khas len / sde ba skya' tsa ldo dzom dang 'phan 'de su rtsan
9. mch*i*d kyis 'tshal pa'*i* dpang la / / blon lha bzang lha rton dang / / blon lha bzang 'do tse dang / / 'go kog [-]ong dang / /
10. je'u stag legs dang / / bvā hvā hra dang / / 'bom stag tsho dang / 'bom zhang skyes / lastsogs pa'*i* dpang rgya dang / rta bdag dang /

11. khas len g*i* sug rgyas btab pa' / / dpang rny*i*ng yang ban de 'bon char 'chang du stsald / /

[upsibe down]

[pha?] 'deng se'u rtsan y*i*g tshad btab pa'

訳[22]

1-2 羊の年の春，シャン・ラプサンとシャン・サクスムツェン等々（が）[瓜州] 軍管区[の会議]をスル（sru-ru）にて招集したとき，

2 ツェトェの［千戸］部のキャツァ=ラツェンより比丘(dge-slong)張ボンチャルが，馬一頭を買って，

3 毛の特徴と紋様？(mdo-ris) としては，牡で額［から鼻にかけて］の毛が白く(gva)，灰白［の地］に木の葉(shing-lo) と？（phyo-mkhar）の紋様？(mdo-ris) があるもの一頭を買って，

3-5 この馬に関して大小いかなる訴訟がおきても［買主には］問題なく，ラツェン［=売主］が対処して，裁判での決定を滞りなく，この馬の誓約通りの軀のサイズ（mna'-lus-kyi tshad）に遜色ないもの一頭を直ちに僧ボンチャルに与えることと定めた.

5-6 この馬が夏に毛が抜けて紋様？（mdo-ris）に増減があれば，直ちに証文を取り替える（brje）ことと定めた.

6-7 売買取引がこのようになされた後に，［売買を］反古にする者がいれば，反古にしない者に，銅？(dmar) 5サンを与えることと定めた.

7-9 万一，ラツェンが公務(rje-blas) にとられていたり，不在であれば，上に述べた約言の通り対処する［責務を負った］保証人である同じ［千戸]部人のキャツァ=ドヅォムと樊デスツェン（'phan 'de-su-rtsan）が対処するという証に，

9-11 ロン・ラプサンラトンとロン・ラプサン奴子（'do-tse）と呉コク[-]オンと曹タクレクとバー=フワーハと氾タクツォと氾シャンキェー等々の証

(22) 王堯・陳践（1983：59）に漢訳がある.

人（立会人）印と，馬主と保証人の私印をここに捺印する．

11　古い証文も僧ボンチャルが保持するように与えた．

［本文とは上下逆に］

樊？デンセウツェン([pha?] 'deng-se'u-rtsan)の署名画指(yig-tshad)を記す(btab-pa')

注釈

1　sru-ru「スル」：瓜州，沙州，粛州地域の地名と考えられるが，詳細不明．

2　tshad-stod-gyi sde「ツェトェの［千戸］部」：男奴隷売買契約(MI. xliv. 7，本稿第1章のリスト参照）の売主の所属した部として，rgod「軍戸」tsad-stod-kyi sde（ただし TLT. 143 では tsang-stod と読んでいる）とあるのと一致するなら軍戸だということになる．ただし，ミーラーン出土のこの奴隷売買文書は，ツェルチ軍管区(ロプ地方)内の出来事を記したものだから，本稿のツェトェ部と同一であるとしても，その位置は沙州とは限らない．これ以外にチベット文書では今のところ該当するものが見あたらない[23]．意味の上からは，漢文文書の「上部落」（e.g. P. 3444v=TTD. 313）にあたるようだが，他に有力な根拠がない[24]．

2　skya-tsa lha-brtsan「キャツァ=ラツェン」：skya-tsa は，「skya 出身（の母親の）子」の意で姓の部分をなし，ラツェンは名でチベット語．skya-tsa の姓をもつ者は他にもいる[25]．

2　cang bon-car「張ボンチャル」：姓は漢語だが，名は漢語／チベット語いずれとも決めかねる．永寿寺の僧であろう．

---

(23)　わずかに関連づけうるのは，tshas-stobs-gyi sde (Ch. frag. 82v＝TLT. 58)だが，「鳥年の夏の第2月，ツェトプの部」とあるだけで，それ以上の情報がない．（TLTのテキストでそれにつづく文章は，別の契約文書.）

(24)　「上部落」にあたるチベット語形式 *tsha-stod-kyi sde を想定したのは藤枝晃氏である（藤枝1961：238-9)．ただし山口瑞鳳氏は，藤枝説を批判のうえ，「上部落，下部落」についてまったく異なる説を提出している（山口1980：219-20)．

(25)　E. g. Skya-tsa lha-rton (P. 1576, 1598), khyi-bal (P. 1642), khyi-skyin (P. 1612), lha-lo-snyon-snang (P. 1612).

2-3 mdo-ris「紋様？」: 辞書にはみあたらない. mdo は「交差点, 外側 etc.」, risは「かたち」.「木の葉［形］の mdo-ris」(3行),「毛が抜けてmdo-ris が増減する」(5-6行) という表現から, 馬の軀の表面の紋様あるいは筋肉のすじ(隈(くま))かと推測するが, 再考の余地がある.[26]

3 phyo-mkhar「？」: 王堯・陳践は「骰点」と訳すが, 根拠は不明.

6 brje-bar「取り替えるよう」: rje-ba は,「ものとものを交換する, 古いものを新しいものに取り替える」を意味する. ここでは, 馬の形状に変化が起きた場合, 契約を新しいものに取り替えることをいう文言と解釈した.

7 rje-blas「公務」: rje-blas の解釈については, すでに F. W. Thomas, H. Richardson などによる議論がある.[27] 語源解釈にはまだ不明な点もあるが, 広く「公務」を意味する語と考えてまちがいないとおもう.

8 sde-ba「同じ［千戸］部の人」: 文字通りには「部に属する人」.

8 'phan 'de-su-rtsan「樊デスツェン」: 姓はおそらく漢語「樊（ないし藩)」の音写であろう. 興味深いのは名前である. というのは, 保証人であるこの人物は, 本文下の余白に (sug-)yig-tshad「署名画指（注釈最後の項目参照)」として, 自分の名前を署名しており, その形式は, ［pha?］'deng-se'u-rtsan である. 両者を比較してみよう. 署名の最初の部分［pha?］は 'phan に対応するはずだが, 破損のため確実な読みができない. それに続く部分は, 'de-su / 'deng-se'u のような対応を示す. 同じ漢語の音写に相違ないが, 形がちがう. 本人が書いた形式（後者）がより規範的な音形式を写すのに対して, 書記が書いた形式（前者）は, より口語的な発音を写していると解釈できよう. 名前の最後の音節 rtsan はチベット語. したがって, 姓は漢語で名は漢語・チベット語混交形式をとっていることになる.[28]

---

(26) 王堯・陳践は根拠を記さずに「紋理」と訳している. Mme. Blondeau が研究した馬の医療書にも mdo-ris があらわれる(P. 1064: B1-2). その箇所を訳すと,「馬に皮膚病が出た場合の治療としては, まず皮膚病がでているところ（患部）とまだ感染していないところの境界に, 鉄を焼いて mdo-ris サイズに囲み, そこから拡がらないようにする。」Blondeau は, mdo-ris を "empan?" と推定している (Blondeau 1972: 241) が, 本文書と照合すると適合しない.

(27) E. g. TLT. vol. 3: 5-6, Richardson 1985: 5, Beckwith 1983: 2. n. 6.

(28) このタイプの名をもつ者も, チベット人ではなく多くは漢人である(注1に掲げた拙論§8参照).

9 blon lha-bzang 'do-tse「ロン・ラプサン奴子」: 役人の名前は，タイトル thabs，姓 rus，字 mkhan，名 myingの4要素を組み合わせる．ここでは，名の 'do-tse だけが漢語である．（ちなみに，すぐ前に出ている blon lha-bzang lha-rton の場合は名の lha-rton もチベット語.）名に漢語形式をもつ役人は，やはり漢人の出自であろう．

9 'go kog-[-]ong「呉コク[-]オン」: 姓名とも漢語.

10 je'u stag-legs「曹タクレク」: 姓は漢語，名はチベット語.

10 bvā hvā-hra「バー=ファーハ」: 姓名とも漢語だが比定できない.

10 'bom stag-tsho「氾タクツォ」，'bom zhang-skyes「氾シャンキェー」: 姓は漢語，名はチベット語.

11 dpang-rnying「古い証文」: この馬に関する前の証文で，たとえば今回の売主であるキャツァ=ラツェンがこの馬を人から買ったときの契約書などを指すものであろう．

yig-tshad btab-pa'「署名画指を記す」: 契約の当事者が私印である円印をもたない場合，「署名＋画指」をおこなう．本文とは上下逆に，本人の名を書き，その上に当人の指の長さと関節を記すものを mdzub-mo-tshad「指寸法」とよぶ．その変化形式として，指の長さのみで関節を記さないものは，sug-yig-tshad ないし lag-yig-tshad（両者に形態上の差異はない）といい，本文書の yig-tshad はその略称とみなしうる．これらが，漢文文書の「画指」を模倣してつくられたことは明瞭だが，その形態および性格は漢文画指とは異なる．すなわち，字の書けない人のための代用署名形式である漢文画指では，名を書くのは当人ではなく書記である．ところがチベット方式では，当人が署名のうえ画指する．言い替えれば画指をともなった署名という複合形式なのである．sug-yig/lag-yig「手文字（＝署名）」＋tshad「画指」と呼ばれるゆえんである．(29)

(29) チベット文書にみえる署名，画指の諸形式と機能については，前掲［注1］拙稿§5参照.

解説

本文書の構成は，(1)日付，(2)売買の当事者（売主・買主）と売買物件，(3)売買物件の形態的特徴，(4)第三者追奪担保文言（売主の防御責務・等倍代償責務），(5)売買物件の形態的特徴に変更が生じたときの契約取り替え（瑕疵担保文言？），(6)当事者違約担保文言，(7)保証人代行責務，(8)証人（立会人）名の列記．証人，売主，保証人印署の旨，(9)買主による旧証文の保持，(10)捺印，署名画指，となる．

P. 1095 の牛売買文書（第3章）と同じく代価が明記されていない．契約文書で代価が明記されないのは奇異に思われるかもしれないが，契約文書の主目的は売買取引成立後の諸条件の規定にあるから，すでに成立した取引の内容を詳述する必要は必ずしもないということであろうか．より興味深い特徴は，項目(5)，すなわち「夏になって馬が毛が抜けて云々」(5-6行）という項目で，これは，取引成立後に売買対象物の形態に契約と相違する特徴があらわれた場合の規定で，瑕疵担保文言とみなしてよかろう．項目(9)もこの文書にだけみえるが，これは，たまたま，当該馬に関する古い証文(たとえば現在の売主がこの馬を以前に人から購入したときの契約など)が売主のもとにあるので，それも買主に渡そうとする主旨と解釈できよう．また，売買対象による特徴としては，売買物件の形態的特徴の項目(3)で，牛の場合は毛と角の形状が取り上げられるのに対し．馬では毛と縞の形状(？)に言及される点をあげることができる．

このように馬売買文書を牛売買文書と比較すると，2つの ad hoc な項目の追加があることと項目内の記述の細部に相違があることを除き，基本的には同一の構成をとっていることがわかる．

馬に関しては，P. 1297に牝馬の借用契約文書が含まれていることを述べた．売買文書ではないが，家畜に関する興味深い文書なので，つぎにそれを検討したい．

6. 牝馬貸借契約文書：P. 1297 pièce 5（図版5参照）

概観 31×12.5㎝の横長の紙面に契約文書一点が書かれている．本文の下部に

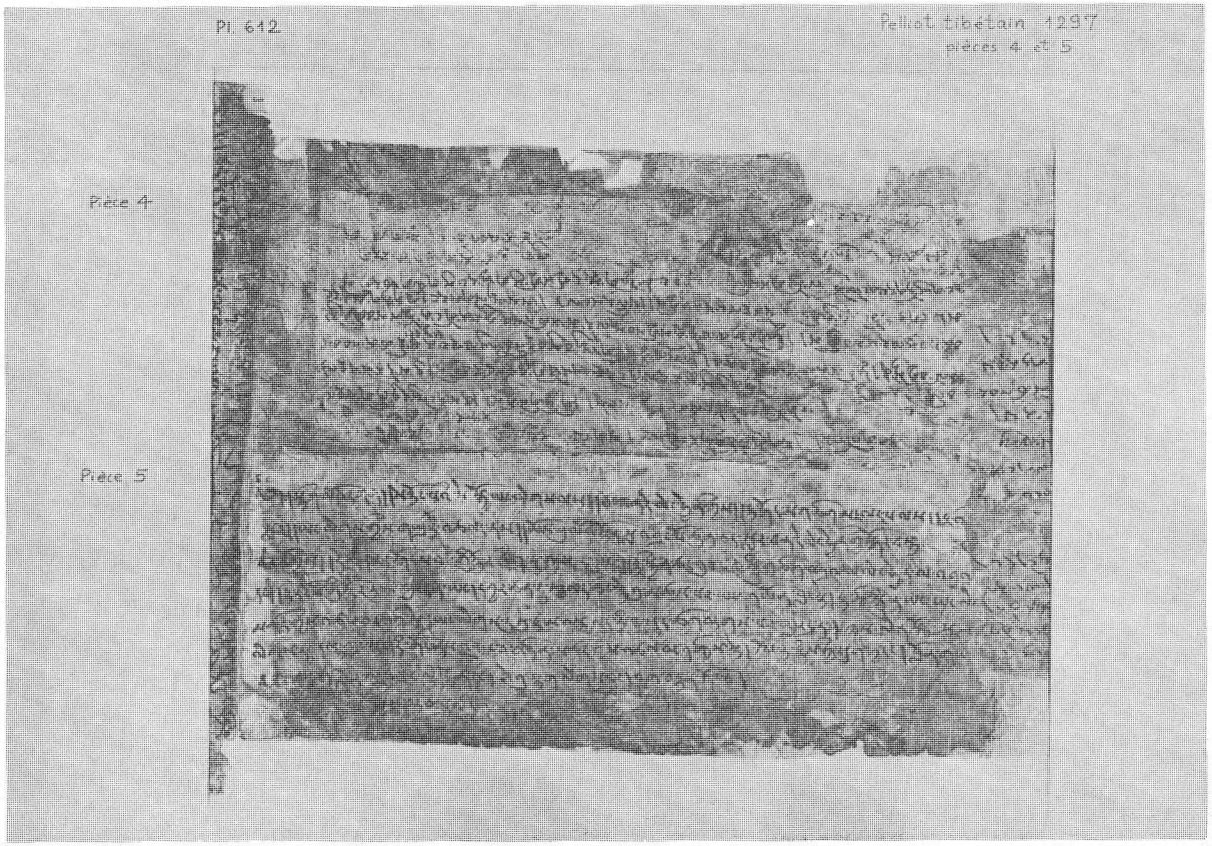

図 版 5

は，朱の円印4つがみえるが，名は判読できない．契約の年は，前章の文書と同じ根拠から834ないし822年と推定される．下書きではなく，正式の契約である．

テキスト

1. ৩/: / stag*i* lo'i dgun / / se tong pa'*i* s[d]e skyo yang legs las / / cang ban de leng hyen gy*i*s / / rta rgod ma gchig mjald pa las / / rta '[d*i*]
2. slar / / yang legs gy*i*s g.yar te 'tshald nas / / yos bu lo'*i* ston sla 'bring po tshun chad slar ban de leng hyen gy*i* sgor bskya[ld? - -]
3. bar bgy*i*s / / de tshun chad [r]god ma 'd*i* guṃ stor zh*i*g du gyurd [na ya]ng / / rta skyin tshad thu[b pa'i] sbruṃ gchig 'pral la leng hyen la 'bul [ba]
4. dang / / rta dngos guṃ stor du ma gyurd na yang / / dbyar tshan [-y]u stsald ch*i*ng rte'u mchis par yang g.yon blangste / rta myi sbruṃ na yang yang le[gs]
5. mchid ky*i*s 'tshal bar bgyiste / yang legs dusu rta ma bskyald daṃ tha snyad chig btags par gyurd na / khas len skyo sma[-]
6. legs dang / lha stang stang / daṃ gong nas 'byung ba bzhin mchid ky*i*s 'tshal bar bgyis ste / khong ta rnaṃs kyi sug rgya dang / blon g.yu[±2]
7. [±8] rgyas btab pa / /

訳

1 虎の年の冬，セトンパの［千戸］部のキョ=ヤンレクより僧(ban-de)である張霊顕(cang leng-hyen)が，牝馬(rta-rgo-ma)一頭を買ったあとに，

2-3 この馬をヤンレクが，借用して使いたいというので，兎の年の秋の第2月までに，僧霊顕のもとに連れ戻す[＝返却する]ことと定めた．

3-5 それまでに，この牝馬が死んでしまった(gum-stor-gzhig)場合でも，

借りた馬のサイズと同じ［lit.に達する(thub-pa'i)］妊んだ［牝馬］一頭を直ちに霊顕に支払うこと，そして，当該の馬が死ななかった場合も，夏に出産？(tshan-[-y]u-stsal) して，子馬ができていても，［その子馬も］余禄？(g. yon) として［貸主が］取り上げ，馬が妊んでいなくても，ヤンレクが対処することと定めて，

5-7　ヤンレクが期日までに馬を連れてこなかったり，異議を唱えたり(tha-sngyad-chig btags-par) するならば，保証人であるキョ＝メンレクとラタンタンが，上に述べた約言通り対処することと定めて，当人達［i. e. 借主と保証人］の私印と，ロン・ユ[...の証人]印をここに押す．

注釈

1　se-tong-pa'i sde「セトンパ部」：トンキャプ（通頰）の千戸部（第2章の注釈をみよ）．

1　skyo yang-legs「キョ＝ヤンレク」: skyo は姓だが，何語か不明．名はチベット語．

1　cang ban-de leng-hyen「僧張霊顕」：名の漢字比定は他の字の可能性もある．永寿寺の僧であろう．

解説

借用契約文書の書式は本稿の目的ではないが，この文書の構成をいちおう示すと，(1)日付，(2)貸主・借主・貸借物件，(3)返却の期日，(4)返却の条件（馬死亡の際の賠償・利息ないし貸借料［子馬］），(5)保証人の代行責務，(6)当事者，証人（立会人）の捺印，となろう．ここでとくに興味深いのは，項目(4)である．また，この文書のポイントは対象が牝馬である点にある．この点を軸に，本文書の借用条件を読み解くとつぎのようになろうか．

「ヤンレクは手元不如意のため牝馬を売ったが，運搬等の労役にどうしても必要なため買主である張霊顕から一時貸借することにした．期間は冬からつぎ

の年の秋まで．ところで，この牝馬はすでに前年の夏に種付けをすませ，妊んでいるはずで，売買の際の契約にもそれが条件に含まれていた．だから秋の返却期には子馬ができているはずだ．貸借期間中に牝馬が無事子を生み育てるのは，借主の責任であり，できた子馬は親馬ともども貸主に渡す．もし牝馬が出産まえに死んだときには，別の妊んだ馬を，また牝馬が実は妊娠していなかった場合も，借主でもとの売主たるヤンレクの責任で対処する［すなわち子馬一頭を都合する］責務がある。」子馬が賃貸料ないし利子になっていると考えられる．

おわりに

本稿では古チベット語売買契約文書のうち，家畜（牛・馬）を対象とする文書4点を検討した．その結果，文書によって項目の省略や項目内の記述の異同があるが，基本的な書式は共通していることがわかった．家畜以外の人身，土地・家屋売買契約文書の書式にもおおきな相違はないが，これらの文書については今回は論ずる余裕がない．売買契約文書全体の書式については，すべての文書の検討がおわるのを待つとして，本稿では最後に，家畜契約文書の書式だけをひとまず次のようにまとめておこう．(30)

1. 日付：十二支＋軍管区会議の場所と招集者
2. 売買の当事者［売主・買主］と売買物件
(3. 代価)
4. 売買物件の形態的特徴
5. 第三者追奪担保文言
   ア．売主の防御責務
   イ．等倍代償責務
6. 当事者違約担保文言
   ア．当事者間の私的な賠償
   （イ．公的な違約罰）

(30) （丸括弧）で囲んだ項目は省略されることがある．

7. 保証人の代行責務

8. 証人[立会人]名の列記

9. 証人，売主，保証人の捺印・署名画指の旨

10. 捺印，署名画指

参考文献と略号

Choix de Documents	A. Spanien and Y. Imaeda, *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale*, Tome 2, Paris, 1979.
大辞典	『蔵漢大辞典』3巻，北京，1984.
Inventaire	M. Lalou, *Inventaire de Manuscrits tibétains de Touen-houang*, 3 vols, Paris, 1939.
Jaeschke	H.A. Jäschke, *A Tibetan-English Dictionary*, London, 1881.
TLT	F.W.Thomas, *Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan*, vol. 2, London, 1951.
TTD	T. Yamamoto and O. Ikeda eds. *Tun-huang and Turfan Documents concerning Social and Economical History* III, Tokyo : Toyobunko, 1987.
蔵漢歴算学詞典	『蔵漢歴算学詞典』，四川民族出版社，1985.

Bailey, H.W. 1973 : "Taklamakan Miscellany," *BSOAS* 36-2, pp. 224-7.

Beckwith, C. 1983 : "The revolt of 755 in Tibet," in E. Steinkellner & H. Tauscher (eds.), *Contributions on Tibetan Language, History and Culture*, vol. 1, (Wien) pp. 1-16.

Blondeau, A. M. 1972 : *Materiaux pour l'étude de l'hippologie et de l'hippiatrie tibétaines*, Genève-Paris.

Haar, E. 1968 ; "The Zhang-zhung Language," *Acta Jutlandica* XL : 1 Humanities Series 47, (Copenhagen).

Hitch, D. A. 1988 : "Penalty Clauses in Tumshqese, Khotanese and the Shanshan Prakrit," *Studia Irancia* 17-2, pp. 147-52.

Richardson, H. 1983 : "Bal-po and Lho-bal," *BSOAS* 46-1, pp. 136-8.

—— 1985 : *A Corpus of Early Tibetan Inscriptions*, London.

Takeuchi, T. 1984 : "On the Old Tibetan Word *Lho-bal*," in T. Yamamoto (ed.) *Proceedings of of the Thirty-First International Congress of Human Sciences in Asia and North Africa*, vol. 2 (Tokyo) pp. 986-7.

Uray, G. 1975 : "L'annalytique et la pratique bureaucratique au Tibet ancien," *JA*

213, pp. 157-70.
—— 1979: "KHROM: Administrative Units of the Tibetan Empire in the 7th-9th Centuries," in M. Aris and A. Suu Kyi (eds.) *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson*, (Oxford) pp. 310-8.
池田　温　1986：「中国古代契約文書の整理」『中国朝鮮文書史料研究』東京，東京大学東洋文化研究所東アジア部門（汲古書院）pp. 1-31.
王堯・陳践　1983：『敦煌吐蕃文献選』，成都.
北原　薫　1980：「晩唐・五代の敦煌寺院経済」『講座敦煌 3 ：敦煌の社会』（大東出版社）pp. 371-456.
武内紹人　1986：「敦煌・トルキスタン出土チベット 語手紙文書の 研究序説」山口瑞鳳監修『チベットの仏教と社会』（春秋社）pp. 563-602.
——1987：「大谷探検隊将来チベット語世俗文書」『仏教文化研究所紀要』第26集（龍谷大学）pp. 39-51.
竺沙雅章　1982：『中国佛教社会史研究』，同朋舎.
土肥義和　1980：「莫高窟千仏洞と大寺と蘭若と」『講座敦煌 3 ：敦煌の社会』（大東出版社）pp. 347-369.
仁井田陞　1937：『唐宋法律文書の研究』，東京大学出版会.
藤枝　晃　1961：「吐蕃支配期の敦煌」『東方学』第31冊，pp. 199-292.
護　雅夫　1960：「ウイグル文消費貸借文書」『西域文化研究』第 4，（京都）pp.221-54.
森安孝夫　1989：「ウイグル文書劄記（その一）」『内陸アジア 言語の 研究』Ⅳ（神戸市外国語大学）pp. 51-76.
山口瑞鳳　1980：「吐蕃支配時代」『講座敦煌 2 ：敦煌の歴史』（大東出版社）pp. 195-232.
——1981：「漢人及び通頰人による沙州吐蕃軍団編成の時期」『東京大学文学部文化交流施設研究紀要』第 5 号，pp. 1-21.
——1985：「私文書」『講座敦煌 6 ：敦煌胡語文献』（大東出版社）pp. 505-510.